

# 総務委員会資料

## 令和3年第3回定例会提出予定議案の説明

### 議案第116号

川崎市個人情報保護条例及び川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（総務企画局に関する部分）

### 資料1 新旧対照表

令和3年8月31日

総務企画局

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市個人情報保護条例 昭和60年6月29日条例第26号 (決定後の手続等)</p>	<p>○川崎市個人情報保護条例 昭和60年6月29日条例第26号 (決定後の手続等)</p>
<p>第30条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>第30条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。</p>
<p>2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。</p>	<p>2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。</p>
<p>3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>
<p>4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、第2項の規定にかかわらず、当該保有個人情報の開示に代えて、当該保有個人情報を複写したものを開示することができる。</p>	<p>4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、第2項の規定にかかわらず、当該保有個人情報の開示に代えて、当該保有個人情報を複写したものを開示することができる。</p>
<p>5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に申し出ることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に申し出ることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>
<p>6 実施機関は、第27条第1項の規定により、保有個人情報の全部又は一部について訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。この場合において、保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の訂正又は利用停止をしたときにあつてはその旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとし、情報提供等記録の訂正をしたときにあつてはその旨を請求者に通知するとともに、必要があると認めるときは、<b>内閣総理大臣</b>及び番号法<b>第19条第8号</b>に規定する情報照会者若しくは情報提供</p>	<p>6 実施機関は、第27条第1項の規定により、保有個人情報の全部又は一部について訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。この場合において、保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の訂正又は利用停止をしたときにあつてはその旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとし、情報提供等記録の訂正をしたときにあつてはその旨を請求者に通知するとともに、必要があると認めるときは、<b>総務大臣</b>及び番号法<b>第19条第7号</b>に規定する情報照会者若しくは情報提供</p>

改正後	改正前
<p>提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、保有個人情報の開示は、実施機関の定めるところにより行うものとする。</p>	<p>者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、保有個人情報の開示は、実施機関の定めるところにより行うものとする。</p>